

4) 生態系

対象事業実施区域が位置する伊奈町は、東部に広がる水田地帯、綾瀬川や原市沼川などの河川環境、中心部の台地には社寺林や雑木林などの里地里山環境が残されており、多くの動植物たちが生息・生育している（「第2次伊奈町環境基本計画」（令和2年度から令和6年度までの5年間で後期計画）より）。また、対象事業実施区域の西側周辺は、上尾市の特に優れた自然環境の分布する保全重要地域としており（上尾市植物動物調査報告書 平成3年3月 上尾市）、樹林地や農地が残されている。伊奈町では自然環境の変化の一部として湧水の状況が図 3.2.5-3 に示すとおり確認されており、対象事業実施区域の西側を流れる原市沼川において、対象事業実施区域の西側付近や下流にも確認されている（伊奈町史 通史編Ⅲ 令和5年3月15日発行 伊奈町教育委員会）。

対象事業実施区域周辺は、果樹園や田畑等の農業が盛んな地域や緑のある住宅街、工場地帯等の人為的な地域が高い割合を占めているが、それらに加え、雑木林や人工林等もパッチ状に存在している。

このような環境を反映して、草地、耕作地、市街地では生産者として、スギナ、スイバ、ツユクサ、チガヤ、ススキ等の植物、一次消費者として、ハタネズミ等の哺乳類、ショウリョウバッタ、コバネイナゴ、ベニシジミ等の昆虫類、中位消費者として、アズマモグラ、アブラコウモリ等の哺乳類、スズメ、カワラヒワ等の鳥類、シュレーゲルアオガエル、シマヘビ等の両生類・爬虫類、オオカマキリ等の昆虫類、上位消費者として、イタチ属等の哺乳類、ツミ、チョウゲンボウ等の鳥類が生息する生態系が構築されているものと考えられる。

樹林地では生産者としてクヌギ、コナラ、アカマツ、ケヤキ、アオキ、ベニシダ等の植物、一次消費者としてアカネズミ等の哺乳類、カブトムシ、ノコギリクワガタ、ヒカゲチョウ等の昆虫類、中位消費者として、ホンドタヌキ等の哺乳類、コゲラ、ヤマガラ等の鳥類、ヤマカガシ等の両生類・爬虫類、モンスズメバチ等の昆虫類、上位消費者として、ホンドキツネ等の哺乳類やオオタカ等の鳥類が生息する生態系が構築されているものと考えられる。

河川や水路等の水辺では、生産者としてアカメヤナギ、ガマ、ヨシ、ヒシ等の植物、一次消費者として、トビケラ類、カゲロウ類、エサキアメンボ等の昆虫類、ヌマエビ、ヒメタニシ、カワニナ等の底生動物、中位消費者として、カワセミ、キセキレイ等の鳥類、ニホンイシガメ等の両生類・爬虫類、チョウトンボ、ヘイケボタル等の昆虫類、メダカ、ドジョウ等の魚類、上位消費者としてサギ類、カワウ等の鳥類、ナマズ等の魚類が生息する水域生態系が構築されているものと考えられる。

類型区分ごとの生態系の概要を表 3.2.5-14 に示す。



出典：伊奈町史 通史編Ⅲ 令和5年3月15日発行 伊奈町教育委員会

図 3.2.5-3 伊奈町の湧水の確認状況

表 3.2.5-14 類型区分ごとの生態系の概要

環境類型区分	生産者	消費者		
		下位	中位	上位
草地 耕作地 市街地	<ul style="list-style-type: none"> ・スギナ ・イヌタデ ・イタドリ ・スイバ ・ギシギシ ・ドクダミ ・ツユクサ ・メヒシバ ・イヌビエ ・チガヤ ・ススキ 	<ul style="list-style-type: none"> 【哺乳類】 ・ハタネズミ 【昆虫類】 ・ショウリョウバッタ ・コバネイナゴ ・ナガメ ・ベニシジミ 	<ul style="list-style-type: none"> 【哺乳類】 ・アズマモグラ ・アブラコウモリ 【鳥類】 ・スズメ ・カワラヒワ 【両生類・爬虫類】 ・シュレーゲルアオガエル ・シマヘビ 【昆虫類】 ・オオカマキリ 	<ul style="list-style-type: none"> 【哺乳類】 ・イタチ属 【鳥類】 ・ツミ ・チョウゲンボウ
樹林地	<ul style="list-style-type: none"> ・クヌギ ・コナラ ・アカマツ ・シラカシ ・ケヤキ ・エノキ ・スギ ・ヒノキ ・モウソウチク ・アオキ ・ベニシダ 	<ul style="list-style-type: none"> 【哺乳類】 ・アカネズミ 【昆虫類】 ・カブトムシ ・ノコギリクワガタ ・ヒカゲチョウ 	<ul style="list-style-type: none"> 【哺乳類】 ・ホンドタヌキ 【鳥類】 ・コゲラ ・ヤマガラ 【両生類・爬虫類】 ・ヤマカガシ 【昆虫類】 ・モンズズメバチ 	<ul style="list-style-type: none"> 【哺乳類】 ・ホンドキツネ 【鳥類】 ・オオタカ
河川 水路	<ul style="list-style-type: none"> ・アカメヤナギ ・ガマ ・クサヨシ ・ヨシ ・オギ ・ウキヤガラ ・カンガレイ ・ヒシ ・ウマスゲ ・ホザキノフサモ 	<ul style="list-style-type: none"> 【昆虫類】 ・トビケラ類 ・カゲロウ類 ・エサキアメンボ 【底生動物】 ・ヌマエビ ・ヒメタニシ ・カワニナ 	<ul style="list-style-type: none"> 【鳥類】 ・カワセミ ・キセキレイ 【両生類・爬虫類】 ・ニホンイシガメ 【昆虫類】 ・チョウトンボ ・ヘイケボタル 【魚類】 ・メダカ ・ドジョウ 	<ul style="list-style-type: none"> 【鳥類】 ・サギ類 ・カワウ 【魚類】 ・ナマズ

出典：上尾市植物動物調査報告書（上尾市、1991）、埼玉県上尾市の環境現況（村上公久、2017）第2次上尾市緑の基本計画（上尾市、2021）、伊奈町史通史編Ⅲ（伊奈町史 通史編Ⅲ 令和5年3月15日発行 伊奈町教育委員会）、さいたま市生物実態調査（さいたま市環境局環境共生部環境対策課、2024）

2.6 景観及び自然とのふれあいの場の状況

1) 景観の状況

伊奈町の東西及び南は、低地となっており、その大部分は水田として利用され、特に町の東側にあたる綾瀬川流域の水田の広がりや町の西側の果樹園等の広がり美しい田園風景を形成している。

町の中央部分は南北に住宅地等の市街地が広がっていることから、市街地を取り囲むように水田地帯や果樹園などの農地、平地林、屋敷林の緑が残る集落地が広がっている。

対象事業実施区域周辺は主に果樹園などが広がる地域にあたる。

対象事業実施区域周辺地域における景観資源の分布は表 3.2.6-1 及び図 3.2.6-1 に示すとおりである。

これらの景観資源のうち、建築物（伊奈町立北保育所、山本屋又右衛門）については、近景によるものであることやこれらを見る際の方向は、対象事業実施区域の位置する方向ではなく、景観資源の状況に影響はない。また、対象事業実施区域の北東約 4.7 kmに位置する自然景観資源である山ノ神沼は、対象事業実施区域から距離が離れているため眺望に影響はない。

なお、伊奈町周辺からは、高層の建物が少ないことなどから、富士山を眺望できることが知られている。富士山の眺望が可能な地点としては、伊奈中央駅、羽貫駅や綾瀬川沿いの伊奈ジョギングロードが挙げられる（図 3.2.6-1 参照）。

対象事業実施区域周辺の眺望地点については、対象事業実施区域周辺は平らな土地が広がり、特に高台や建物は少なく、展望台等も存在しないことから、周辺の田園風景等の景色や富士山を眺望できる地点としては、綾瀬川沿いや伊奈病院や商業施設の駐車場（平面、上層階、屋上等）等、不特定多数が利用する施設が考えられる。

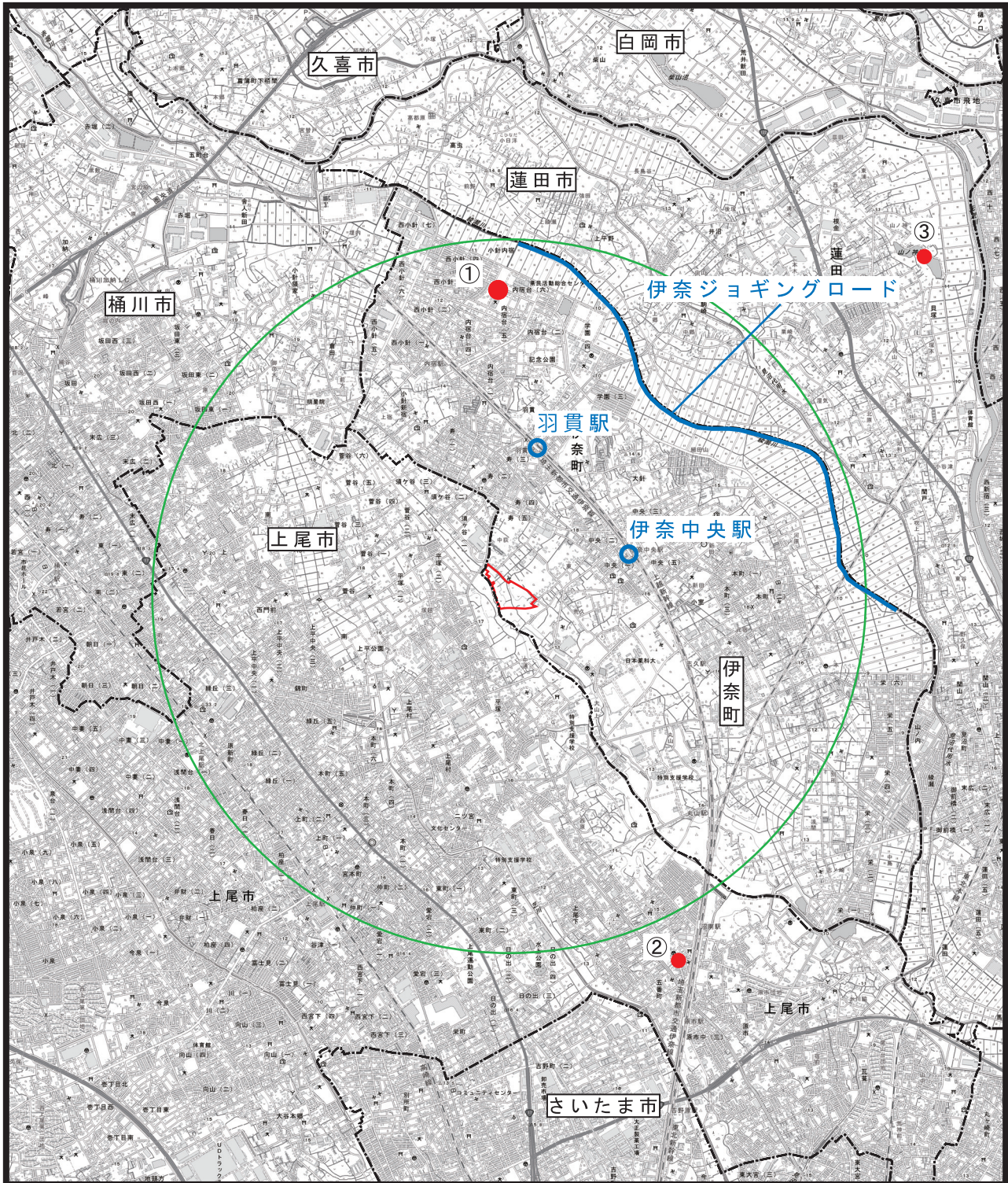
なお、「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図 埼玉県」（環境庁 平成元年）によると、対象事業実施区域周辺に地形に係る自然景観資源は確認されていない。

表 3.2.6-1 主要な景観資源の状況

No	名称	所在地	対象事業実施区域からの距離	出典
①	伊奈町立北保育所	伊奈町	北 約 2.5 km	1
②	山本屋又右衛門	上尾市	南南東 約 3.5 km	1
③	山ノ神沼	蓮田市	北東 約 4.7 km	2

出典：1 「埼玉県景観資源データベース」（令和7年12月閲覧、埼玉県ホームページ）

：2 「第3回自然環境保全基礎調査」（令和7年12月閲覧、環境省）



凡例

- : 対象事業実施区域 : 市町界
- : 環境に影響を及ぼす地域
(中心から半径3km)
- : 景観資源
- : 主な眺望点
- : ジョギングロード (眺望点)



S = 1:50,000



この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

図3.2.6-1 景観資源等の状況

2) 自然とのふれあいの場

(1) 公園

対象事業実施区域周辺における自然とのふれあいの場（公園）は、表 3.2.6-2 及び図 3.2.6-2 に示すとおりである。

図 3.2.6-2 をみると対象事業実施区域に近接した公園はなく、主な搬出入道路に近接または隣接した大規模な公園として、上平公園と平塚公園がある。

上平公園は対象事業実施区域の西約 1.1 km に位置し、主な搬出入道路である「はなみずき通り」に近接している。また、平塚公園は対象事業実施区域の南約 0.5 km に位置し、主な搬出入道路である「さいたま菖蒲線」に面している。これらの公園の概要を表 3.2.6-3 に示す。

表 3.2.6-2 自然とのふれあいの場（公園）の状況

No.	名称	No.	名称
1	上平公園	7	上尾運動公園
2	平塚公園	8	伊奈町制施行記念公園
3	浅間台大公園	9	内宿台公園
4	鴨川中央公園	10	西小針公園
5	ゆりが丘公園	11	中部公園
6	小泉氷川山公園	12	南部大公園

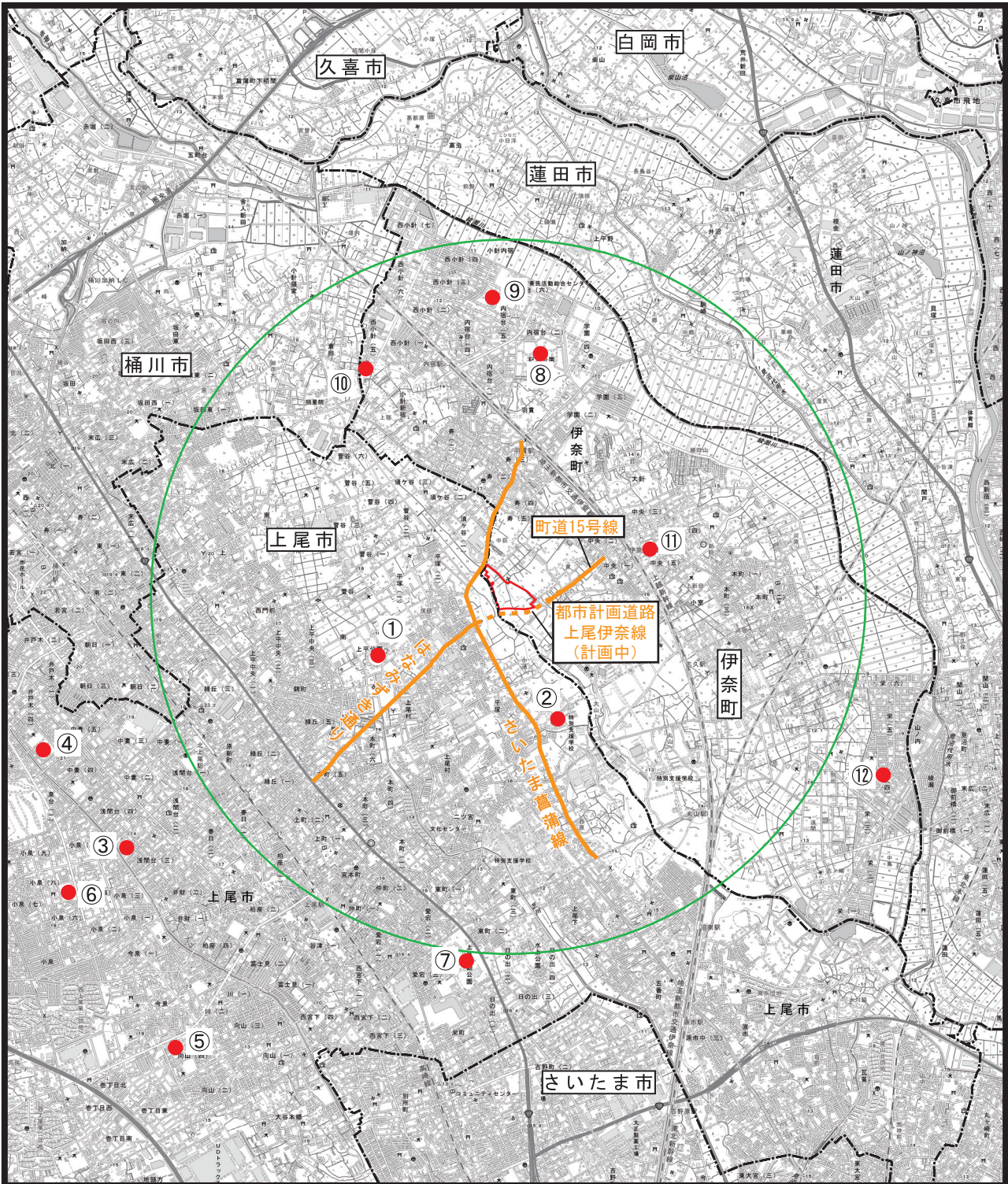
注：近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、その他の公園について抽出した。

出典：「上尾市の都市計画」（令和 6 年 6 月）




「町内公園案内」（令和 7 年 12 月閲覧、伊奈町 HP）

表 3.2.6-3 最寄りの大型公園の概要

公園	上平公園	平塚公園
概要	スポーツ施設を中心に良好な自然林を活用し、四季を通じて散策を楽しめる場所や親水広場、遊具などがあり、市民の交流、憩いの場を提供する総合公園である。	スポーツ施設や自然を生かした散策路のある樹林など、子どもからからお年寄りまで 1 日を通して過ごせる公園である。周辺には神社などがあり、緑に囲まれた良好な環境を形成している。
内容 (施設等)	ふれあいの森、ふれあいの里、芝生広場、水辺の広場、多目的広場、ジョギングコース、野球場、テニスコートなど	水の広場、ちびっこ広場、わんぱく広場、いこいの広場、テニスコートなど



凡例

-  : 対象事業実施区域 - - - - : 市町界
-  : 環境に影響を及ぼす地域
(中心から半径3km)
-  : 自然とのふれあいの場
(①～⑫は表3.2.6-1の番号を示す)



S = 1:50,000



この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

図3.2.6-2 自然とのふれあいの場 (公園)

(2) その他

対象事業実施区域周辺における自然とのふれあいの場の状況（その他）及びウォーキングコース、ジョギングロード等の状況は表 3.2.6-3、図 3.2.6-3 に示すとおりである。

上尾市、伊奈町では、ウォーキングやサイクリング及びジョギングのコースとして、地域の見所などを巡るコースをホームページ等で紹介している。

表 3.2.6-3 自然とのふれあいの場の状況

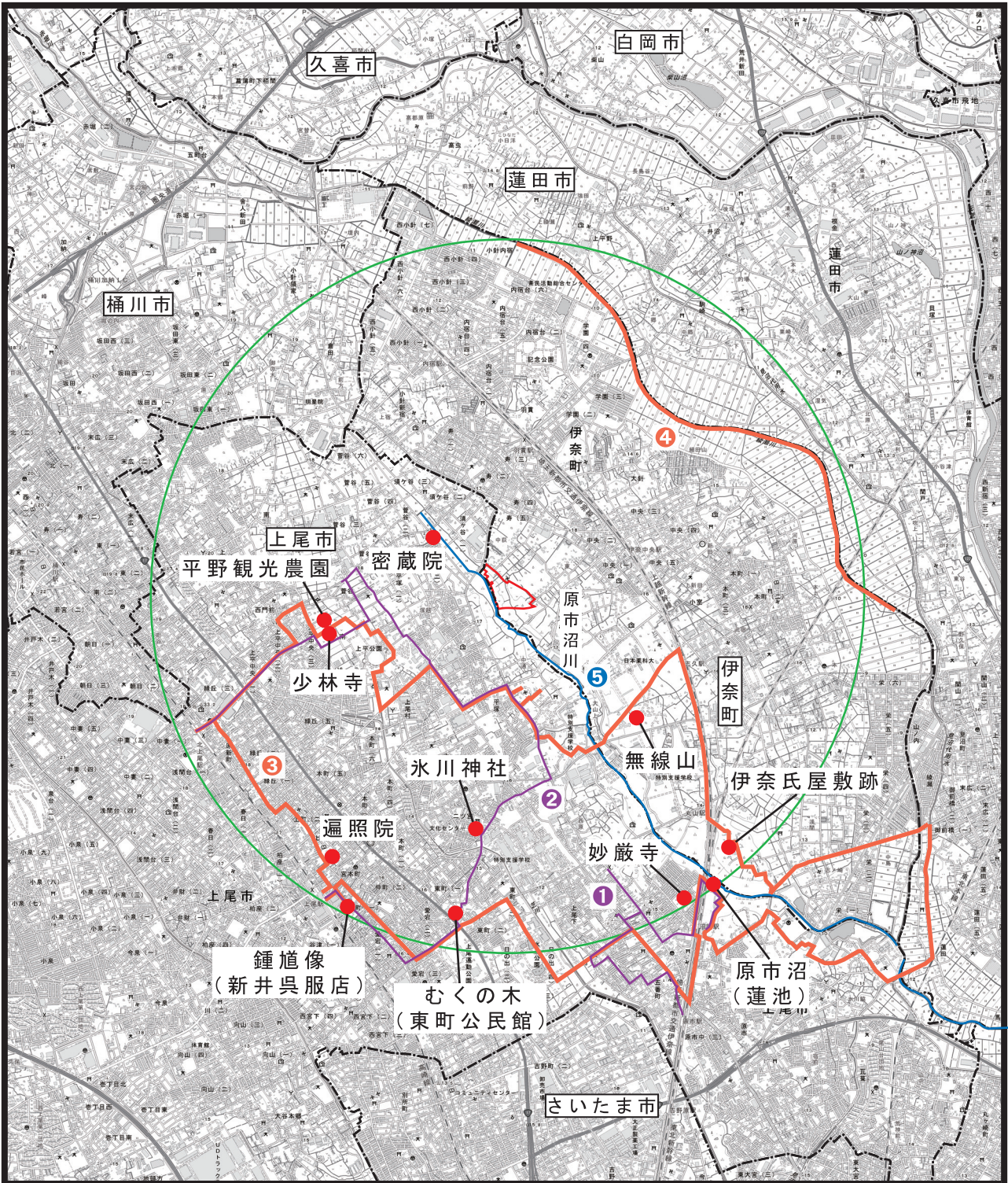
No.	名称	所在地	概要
①	あげお散歩マップ 東口コース (沼南駅スタート)	上尾市	上尾市内を巡る市内東部のウォーキングコースの一つ（対象事業実施区域に近い東口コース）である。 沼南駅を出発して原市駅を到着地点とした約 6 km のウォーキングコースである。
②	あげお散歩マップ 東口コース (北上尾駅スタート)	上尾市	上尾市内を巡る市内東部のウォーキングコースの一つ（対象事業実施区域に近い東口コース）である。 北上尾駅を出発地点、上尾駅を到着地点とした約 13 km のウォーキングコースである。
③	今昔のスポット！ 観て感激・走って爽快コース	上尾市	上尾市内を巡る市内東部のサイクリングコース（対象事業実施区域に近い上尾東ルート）である。上尾駅東口を発着地点とした約 25 km サイクリングコースである。
④	伊奈ジョギングロード	伊奈町	伊奈町の綾瀬川沿いの約 6 km のジョギングコースである。
⑤	原市沼川	上尾市 伊奈町	原市沼川沿いは散歩等が可能な範囲があり、下流には古代蓮が楽しめる蓮池がある。

注：各コースの主な見どころ等（対象事業実施区域から 3 km の範囲）を図 3.2.6-3 に示す。

出典：「上尾市のウォーキングコース」（令和 7 年 12 月閲覧、埼玉県 HP）

「上尾サイクルマップ」（令和 7 年 12 月閲覧、上尾市 HP）

「ジョギングロード」（令和 7 年 12 月閲覧、伊奈町 HP）



凡例

: 対象事業実施区域 : 市町界

: 環境に影響を及ぼす地域
(中心から半径3km)

: 自然とのふれあいの場

: ウォーキングコース等
(①～⑤は表3.2.6-4の番号を示す)



S = 1:50,000



この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

図3.2.6-3 自然とのふれあいの場 (その他) 及びウォーキングコース等の状況

2.7 文化財その他の生活環境の状況

1) 文化財

(1) 指定文化財

対象事業実施区域周辺における指定文化財の状況は表 3.2.7-1 に、位置図は図 3.2.7-1 に示すとおりである。

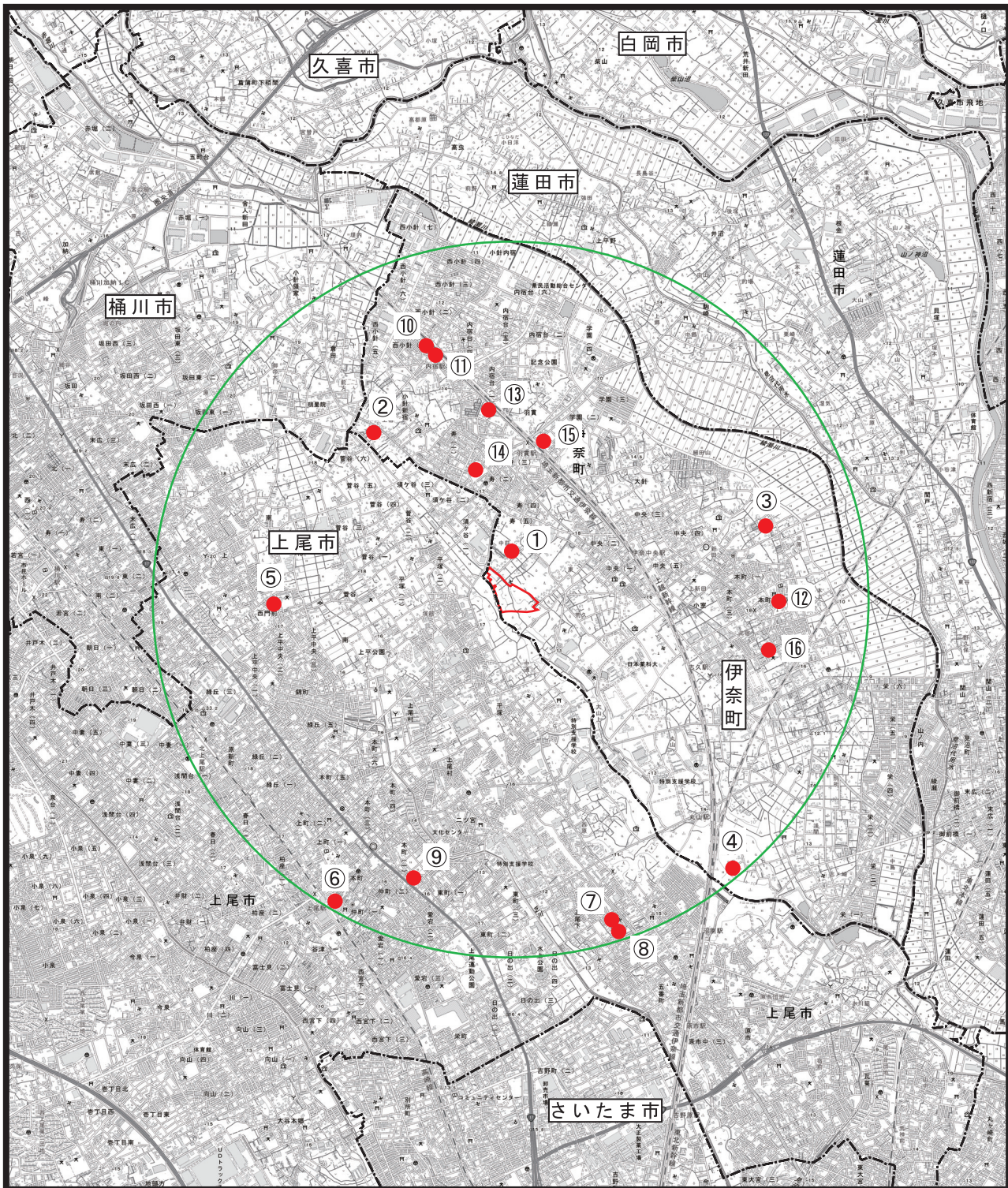
対象事業実施区域周辺には、国登録の文化財が 2 件、県指定の文化財が 2 件、上尾市の文化財が 5 件、伊奈町の文化財が 7 件存在する。

表 3.2.7-1 指定文化財の状況


No.	区分	種別	名称	所在地	出典
1	国登録	有形文化財（建造物）	大島家住宅主屋	伊奈町小室 11064 番地	②
2			齋藤家住宅主屋	伊奈町小針新宿 227 番地	②
3	県指定	史跡	小貝戸貝塚	伊奈町小室 9352 番地	②
4			伊奈氏屋敷跡	伊奈町小室 280 番地	②
5	上尾市指定	有形文化財（建造物）	少林寺山門	上尾市西門前	①
6		史跡	上尾郷二賢堂跡	上尾市宮本町 1	①
7			西尾隠岐守一族累代の墓	上尾市原市 9 7 5	①
8			伊藤由哉碑と墓		①
9		天然記念物	むくの木	上尾市東町一丁目	①
10	伊奈町指定	史跡	春日家の墓	伊奈町西小針一丁目 2 番地	②
11		天然記念物	大むくの木	伊奈町西小針一丁目 2 番地	②
12			杉	伊奈町本町二丁目 155 番地	②
13				伊奈町羽貫 192 番地	②
14			いちょう	伊奈町寿二丁目 80 番地	②
15			シラカシ	伊奈町小室 42 番地 2	②
16			小室小学校のアカマツ	伊奈町小室 7981 番地	②


出典：①「上尾の指定・登録文化財一覧」（令和 7 年 12 月閲覧、上尾市 HP）

②「文化財一覧」（令和 7 年 4 月伊奈町 HP）



凡例

 : 対象事業実施区域 - - - : 市町界

 : 環境に影響を及ぼす地域
(中心から半径3km)

 : 指定文化財



S = 1:50,000

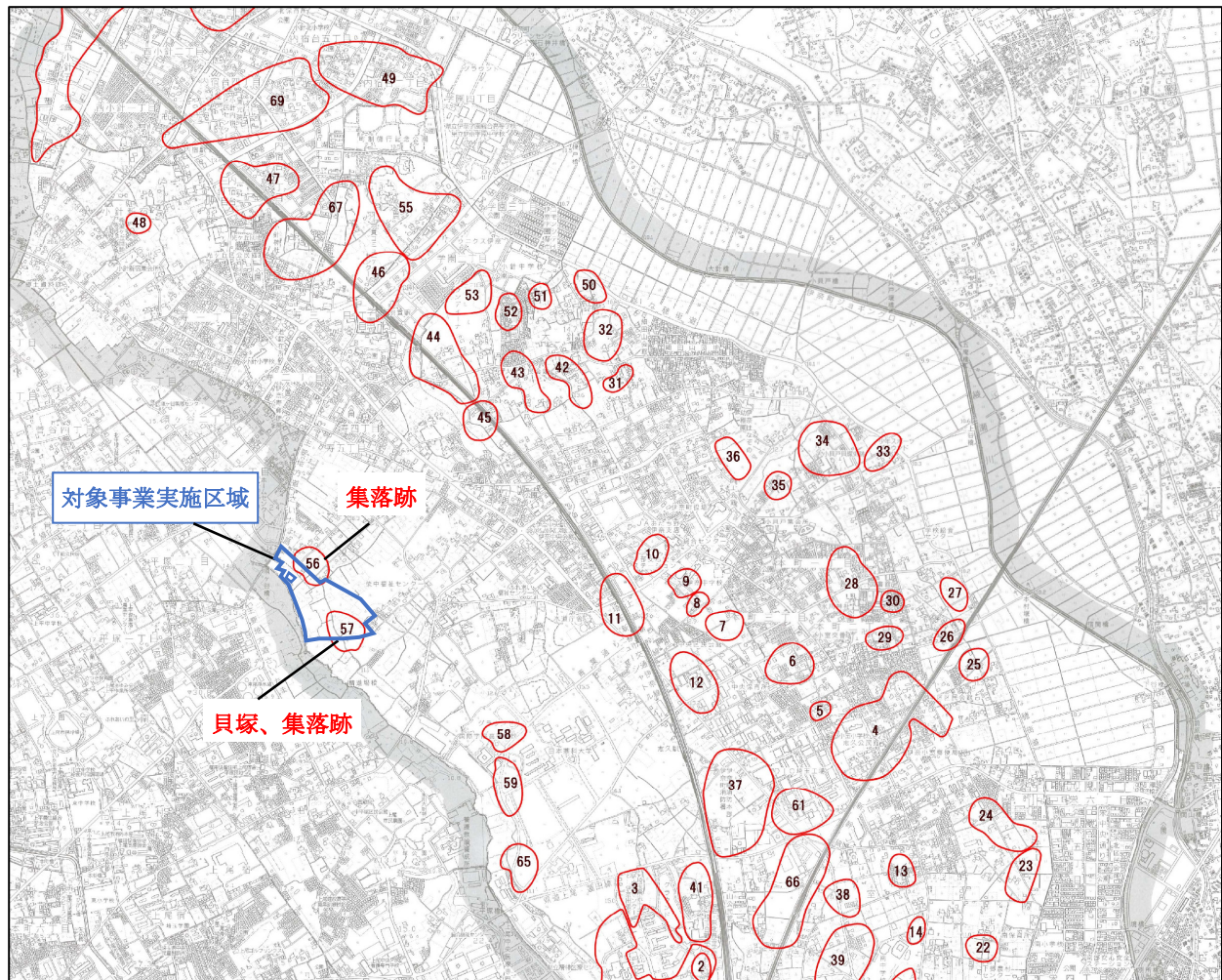


この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

図3.2.7-1 指定文化財位置図

(2) 埋蔵文化財

対象事業実施区域が位置する伊奈町には、令和5年3月末現在約70か所の埋蔵文化財包蔵地が存在しており、そのうち、対象事業実施区域では、縄文時代や古墳時代の集落跡、貝塚が2か所確認されている（図3.2.7-2参照）。



出典：「伊奈町遺跡分布地図」（令和7年12月閲覧、伊奈町HP）

図3.2.7-2 埋蔵文化財包蔵地の状況（伊奈町）

2) 日照障害

対象事業実施区域は農用地となっており日影を生じさせる建築物等は存在しない。また、計画施設の存在により日影が生じることになる西から北、東方向についてみると北北東には民家が接しており、南南東方向の概ね 150m 付近にも民家がみられる (p. 2-5 図 2. 3-1(3/3)参照)。

なお、対象事業実施区域周辺において、日照障害が問題になる建築物等は存在しない。

一方、上尾市では、日照や通風、交通安全の障害、工事中の騒音や振動などのトラブルを未然に防止するために、建築主の人が建築計画を事前に公開したり、近隣の人に事前に説明したりすることなどを定めた「上尾市中高層建築物の建築に係る紛争防止および調整に関する指導要綱」(平成 8 年 4 月 24 日市長決裁)を設けている。その対象は、用途地域の指定のない区域において、高さが 10m を超える建築物である。

3) 電波障害

対象事業実施区域周辺における地上デジタル放送の送信状況は表 3.2.7-2、図 3.2.7-3 に示すとおりである。

表 3.2.7-2 地上デジタル放送の送信状況

送信場所	受信 ch	メディア	送信出力	偏波面
関東広域圏親局 送信所：東京スカイツリー (墨田区)	27	NHK 総合	10kW	水平
	26	NHK 教育	10kW	水平
	25	日本テレビ	10kW	水平
	24	テレビ朝日	10kW	水平
	22	TBS	10kW	水平
	23	テレビ東京	10kW	水平
	21	フジテレビ	10kW	水平
前橋中継局 送信所：榛名山二ツ岳	16	東京 MX	3kW	水平
	37	NHK 総合	100W	水平
	39	NHK 教育	100W	水平
	19	群馬テレビ	112W	水平
	33	日本テレビ	100W	水平
	43	テレビ朝日	100W	水平
	36	TBS	100W	水平
	45	テレビ東京	100W	水平
埼玉県域放送親局 送信所：浦和	42	フジテレビ	100W	水平
	32	テレビ埼玉	500W	水平

出典：総務省関東総合通信局 デジタル中継局開局情報（令和7年12月15日閲覧）

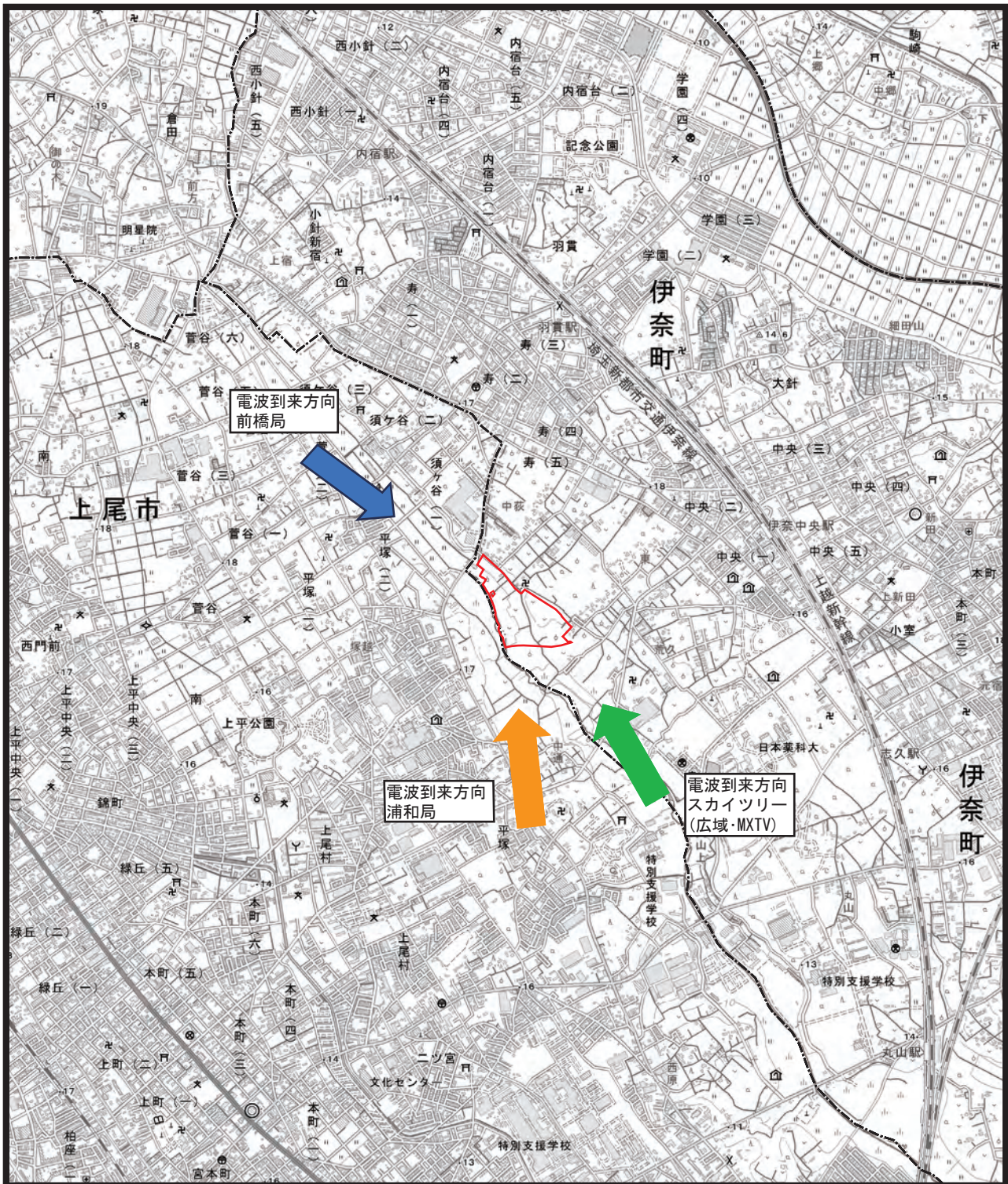
一方、衛星放送の送信状況は表 3.2.7-3 に示すとおりである。

表 3.2.7-3 衛星法の送信状況

区分	衛星名称	軌道位置
放送衛星(BS)	BSAT-3b 等	東経 110°
通信衛星(CS)	JCSAT-110R 等	東経 110°
	JCSAT-4B	東経 124°
	JCSAT-3A	東経 128°

出典：衛星放送の現状 令和7年10月1日
総務省情報流通行政局衛星・地域放送課

なお、対象事業実施区域周辺において、電波障害が問題になる建築物等は存在しない。



凡例



: 対象事業実施区域

----- : 市町界



S = 1:25,000



この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

図3.2.7-3 地上デジタル放送の送信状況

4) 風害

対象事業実施区域は農用地となっている。その周辺にも農用地が広がっており、民家等も存在するが、風害を発生させる超高層建築物は存在しない (p. 2-5 図 2.3-1(3/3)参照)。

5) 光害

対象事業実施区域は農用地となっている。その周辺にも農用地が広がっており、民家等も存在するが、光害を発生させる夜間照明設備を有する施設は存在しない (p. 2-5 図 2.3-1(3/3)参照)。

6) 温室効果ガス排出量

上尾市、伊奈町における令和4年度のエネルギー起源の二酸化炭素排出量は表3.2.7-4に、過去5年の二酸化炭素排出量の経年変化は図3.2.7-4に示すとおりである。

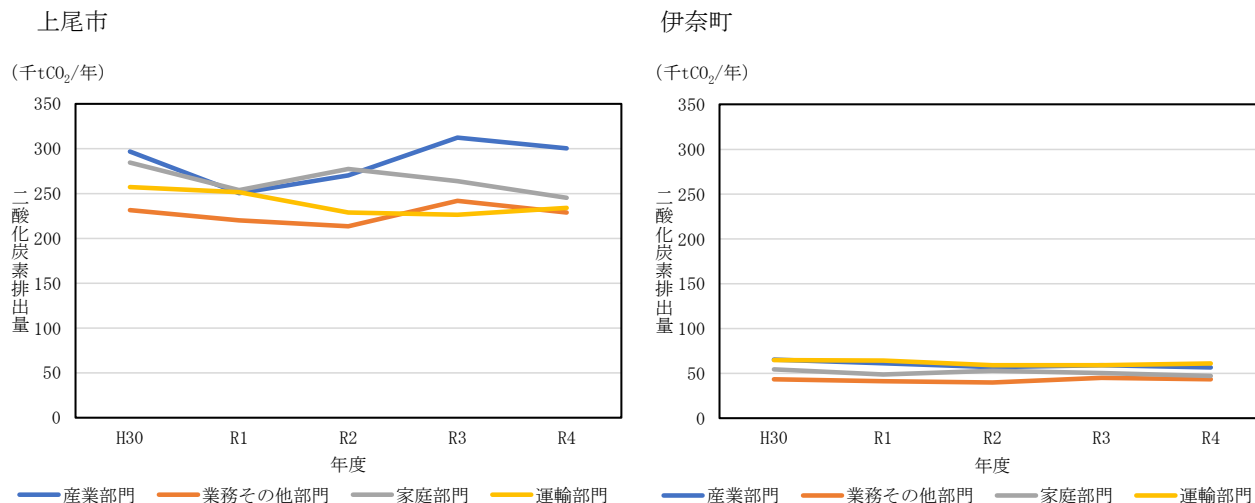
令和3年度の二酸化炭素排出量は、上尾市では産業部門、伊奈町では運輸部門の割合が最も高く、次いで上尾市では家庭部門、伊奈町では産業部門の割合が高い。

経年変化を見ると、上尾市、伊奈町ともにほぼ横ばいで推移している。

表 3.2.7-4 二酸化炭素量（令和4年度）

市名	区分	排出量	
		千 t-CO ₂	%
上尾市	産業部門	300.6	29.8
	業務その他部門	228.9	22.7
	家庭部門	245.4	24.3
	運輸部門	234.1	23.2
	合計	1,009.0	100.0
伊奈町	産業部門	56.8	27.3
	業務その他部門	43.5	20.9
	家庭部門	47.1	22.6
	運輸部門	61.0	29.3
	合計	208.5	100.0

出典：「県内市町村温室効果ガス排出量算定結果」（令和7年2月、温暖化対策課、埼玉県HP）



出典：「県内市町村温室効果ガス排出量算定結果」（令和7年2月、温暖化対策課、埼玉県HP）

図 3.2.7-4 二酸化炭素排出量の経年変化

7) 一般環境中の放射性物質

対象事業実施区域周辺における放射線量の測定結果は表 3.2.7-5 に、測定地点位置図は図 3.2.7-5 に示すとおりである。

環境省では、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成 23 年 8 月、法律第 110 号）（以下、「放射性物質に関する特別措置法」という。）に基づく汚染状況重点地域の指定や、除染実施計画を策定する地域の要件は、 $0.23\mu\text{Sv/h}$ 以上の地域としている。この基準と比較すると、対象事業実施区域周辺において測定された放射線量は十分に低い値である。

表 3.2.7-5(1/2) 放射線量の測定結果

No. ※1	調査地点	測定結果 ($\mu\text{Sv/h}$)		基準値 ^{注3}	測定場所	
		令和 6 年度				
		11 月				
1	上尾市役所本庁舎	<0.23		0.23	土	地表 50cm

注：1) 表中の「No.」は図 3.2.7-2 の番号と対応している。

2) 放射性物質に関する特別措置法では、 $0.23\mu\text{Sv/h}$ 以上の地域については、汚染状況重点地域の指定や除染実施計画を策定する地域となる。

3) 年間の追加被ばく線量 1mSv/年 を一時間当たりの空間放射線量率に換算すると $0.23\mu\text{Sv/h}$ となる。

出典：「市内公共施設等の空間放射線量測定結果」（令和 7 年 12 月閲覧、上尾市 HP）

「放射線による健康影響等に関するポータルサイト」（令和 7 年 12 月閲覧、環境省 HP）

表 3.2.7-5(2/2) 放射線量の測定結果

No.	調査地点	測定結果 ($\mu\text{Sv/h}$)		基準値 ^{注2}
		令和 6 年度		
		地上 50cm	地上 1m	
19	町制施行記念公園	0.038	0.036	0.23
20	伊奈町役場	0.067	0.063	
21	伊奈南中学校	0.040	0.038	

注：1) 表中の「No.」は図 3.2.7-2 の番号と対応している。

放射性物質に関する特別措置法では、 $0.23\mu\text{Sv/h}$ 以上の地域については、汚染状況重点地域の指定や除染実施計画を策定する地域となる。




2) 年間の追加被ばく線量 1mSv/年 を一時間当たりの空間放射線量率に換算すると $0.23\mu\text{Sv/h}$ となる。

出典：「伊奈町の空間放射線の測定結果」（令和 7 年 12 月閲覧、伊奈町 HP）

「放射線による健康影響等に関するポータルサイト」（令和 7 年 12 月閲覧、環境省 HP）



凡例

-  : 対象事業実施区域 - - - - : 市町界
-  : 環境に影響を及ぼす地域
(中心から半径3km)
-  : 放射線量測定地点
(①～④は表3.2.7-5の番号を示す)



S = 1:50,000



この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

図3.2.7-5 放射線量測定地点